

賃貸借契約書（案）

1 件名	森林技術総合研修所公用車（バンタイプ）の賃貸借
2 対象車両	バンタイプ 1台（規格等は別添仕様書のとおり）
3 納入場所	森林技術総合研修所（東京都八王子市廿里町1833-94）
4 契約金額	金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇, 〇〇〇円）
5 賃貸借期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日
6 契約保証金	免除

上記賃貸借物件（以下、「物件」という。）について分任支出負担行為担当官 森林技術総合研修所長 〇〇 〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、各々対等な立場における合意に基づき、次の条項により公正な契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都八王子市廿里町1833-94
分任支出負担行為担当官
森林技術総合研修所長 〇〇 〇〇

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
〇〇 〇〇

契 約 条 項

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書の森林技術総合研修所公用車（バンタイプ）の賃貸借に関し、本契約書の定めに従い、日本国の法令を遵守し、本契約を履行しなければならない。

(支払限度額及び代金の支払い)

第2条 本契約については、国庫債務負担行為に係る契約として、各会計年度における代金の支払限度額を次のとおりとする。

令和7年度 〇〇〇, 〇〇〇円

令和8年度 〇〇〇, 〇〇〇円

令和9年度 〇〇〇, 〇〇〇円

令和10年度 〇〇〇, 〇〇〇円

令和11年度 〇〇〇, 〇〇〇円

- 2 乙は当該月終了後、別表金額表のとおり甲に対し請求するものとし、これにより難い場合は甲乙協議するものとする。
- 3 甲は、乙からの請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に支払うものとする。ただし、受理した請求書が不適當のため、甲が乙に差し戻した場合は、その差し戻した日から適法な支払請求書を受理した日までの期間は、これを約定期間に算入しない。
- 4 甲の責に帰する理由により、甲が約定期間内に支払わないときは、支払期限の翌日から支払当日までの日数に応じ、当該未払い金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣の定める率の割合で計算した額を遅延利息として乙に支払うものとする。
- 5 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(物件の引渡)

第3条 乙は、森林技術総合研修所敷地内において、甲に物件を引き渡すものとする。

- 2 甲又は甲の指名する検査職員は、引渡時に物件の検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。
- 3 甲は、前項の規定により合格又は不合格の判定をした場合、速やかに乙に対してその結果を通知するものとする。なお、検査を実施した日から起算して14日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。
- 4 乙は、第2項の検査の結果不合格のものがあつたときは、甲の指示により代品と引替え又は補修の上、納入しなければならない。
- 5 乙は、物件引渡の際に甲に対して物件の取扱い及び管理について、適切な指導を行わなければならない。

(乙の履行遅滞による違約金)

第4条 乙の責に帰する理由により納入期限を経過して物件を納入したときは、納入期限の翌日から起算して甲が納入の通知を受けた日までの日数に応じ、納入遅延となった物件の契約

金に対して国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額を遅滞違約金として甲に支払うものとする。

（危険負担）

第5条 物件を納入するまでの間に生じた一切の損害は、乙の負担とする。

（契約不適合に係る補償）

第6条 乙は、引渡しを完了した物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合又は契約不適合により物件が毀損した場合は、甲の指示により無償で修理し、又は代替品を納入するものとする。この場合の補償期間は、引渡しを完了した日から1年とする。

（物件の改造）

第7条 甲は、自己の都合により物件を改造する場合は、あらかじめ書面により乙の承諾を得ることとする。なお、この場合に要する費用は、甲の負担とする。

（物件の撤去等）

第8条 乙は、この契約が終了したときは、速やかに物件を撤去し、搬出するものとする。
2 乙は、甲により物件の返還を受ける際、物件に滅失又はき損があったときは、ただちに書面をもってその旨、甲に申し出るものとする。なお、物件の滅失又はき損が甲の故意又は過失による場合は、これらの修理等に要する費用は甲の負担とする。

（契約の変更）

第9条 契約締結後に契約内容を変更するときは、甲乙協議し、書面により変更契約を締結しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第10条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部又は一部を書面による甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支弁による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（債権債務の相殺）

第11条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、本契約の代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 一 天災その他、乙の責に帰することができない理由により、乙が解除を申し出て、甲が承認した場合
 - 二 乙が、本契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めるとき若しくは正当な理由なく本契約上の義務を履行する見込みがないと認められるとき
 - 三 本契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等に不正の行為があったとき
 - 四 乙が破産の宣告を受けたとき又はそのおそれがあると認められる場合
 - 五 乙が解約を申し出たとき
- 2 甲は、前項第2号から第5号に掲げる理由により、本契約の全部又は一部を解除するときは、乙に対し違約金として契約金額から履行部分に相当する金額を控除した額の100分の10に相当する額を請求することができる。
- 3 甲は、乙が前項の規定による金額を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- 4 甲は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(暴力団排除に係る属性要件に基づく契約解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(暴力団排除に係る行為要件に基づく契約解除)

第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第15条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

(暴力団排除に係る契約解除に基づく損害賠償)

第16条 甲は、第13条及び第14条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第13条及び第14条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第17条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき

二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

三 乙又は乙の代理人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
 - 四 乙又は乙の代理人が、刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
 - 二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき
 - 三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（契約外事項）

第20条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

（紛争解決の方法）

第21条 この契約について紛争を生じた場合は、甲乙協議して選定した第三者の調停により解決するものとする。

（その他）

第22条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

- 2 乙は、本契約の履行にあたり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の低減、資源の再利用に努めるものとする。